

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	6, 4 9 2, 8 4 9 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市におの浜二丁目 2 番 5 － 1 0 0 8 号 〔名 称〕 株式会社 あおばアプレイザル
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	5, 4 6 4, 5 6 9 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市におの浜一丁目 1 番 5 7－5 0 6 号 〔名 称〕 株式会社 山下税務不動産鑑定
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	6, 8 6 4, 2 7 5 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市下阪本二丁目 1 0 番 5 号 〔名 称〕 吉田不動産鑑定事務所 代表 吉田 尚
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	6, 5 5 2, 7 6 6 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市梅林一丁目 1 5 番 3 0 号 林ビル本店 3 階 〔名 称〕 株式会社 あさひ鑑定評価研究所
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求め るため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	6, 7 5 0, 2 9 3 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市勸学二丁目 6 番 7 号 パークコート大津 ANNEX 1 0 6 号室 〔名 称〕 マンモ不動産鑑定所 代表 眞下 貴之
契約相手方の 選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市 H P 等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	6, 5 3 1, 1 5 1 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市におの浜三丁目 3 番 1 号 〔名 称〕 株式会社 アセッツ滋賀
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	6, 9 2 6, 2 4 9 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市御殿浜 1 9 番 1 0 号 〔名 称〕 有限会社 村木アセット・コンサルタンツ
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和 9 年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和 8 年 1 月 1 日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 8 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
契 約 年 月 日	令和 7 年 9 月 8 日
契 約 金 額	6, 5 2 5, 1 4 5 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市竜が丘 1 3 番 1 1 号 琵琶湖ビル 2 階 〔名 称〕 しが不動産鑑定所 代表 上田 理子
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約 9 0 0 地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	令和9年度大津市固定資産税標準宅地鑑定評価業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	地方税法及び固定資産評価基準に基づき標準宅地の適正な時価を求めるため、令和8年1月1日を価格調査基準日とし不動産鑑定を行うもの。
契 約 期 間	令和7年9月8日から 令和8年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和7年9月8日
契 約 金 額	5, 2 2 0, 2 7 0 円
契約の相手方	〔所在地〕大津市京町三丁目2番10号 京町アークビル4階 〔名 称〕株式会社 関西総合鑑定所 大津事務所
契約相手方の選 定 理 由	本業務は約900地点の鑑定評価を短期間で行うものであり、鑑定士一人当たりの標準宅地数が過大とならないよう、複数の鑑定士に委託する必要がある。加えて、固定資産評価は標準宅地の価格を基に個別の土地を評価する仕組みであることから、公的鑑定評価との均衡を図り、且つ地価動向を捉えた、客観性及び鑑定評価の精度が確保されたものでなければならない。そのため、本業務の受託者については、公的土地評価の実績を有し、市場動向の把握等により大津市の地価の実情に精通している者でなければならない。 このような業務の性質上、競争原理による受託者の決定は適当と言い難いことから、『大津市固定資産税標準宅地鑑定評価にかかる不動産鑑定士等の選任委員会』を設置し、市HP等で公募を実施し公平性と透明性を確保したうえで、鑑定士を選任した。 以上のことから、本業務については当該基準により選任した鑑定士と地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結するもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2)不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5)緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6)競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7)時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。